

# 次世代林業基盤づくり交付金実施要綱

〔平成25年5月16日付け25林政経第105号〕  
農林水産事務次官依命通知

最終改正：平成28年4月1日付け27林政経第332号

## 第1 趣旨

我が国における森林・林業を巡る情勢は、戦後植林した人工林資源が利用可能な段階となる一方で、森林所有者の経営意欲の減退や国産材を取り巻く構造改革の遅れにより林業産出額が減少するなど、依然として厳しい状況に直面している。このような状況において、国産材の利用拡大を通じた林業・木材産業を再生するためには、国産材を低コストで生産し、安定的に供給するとともに、品質・性能の確かな製品に加工する体制等の整備が必要である。

また、近年、大規模な木材加工施設や木質バイオマス発電施設など大量の木材を消費する施設整備の進展により、国産材需要が急速に高まり、原木の不足等の懸念が生じている中で、用途別の需要に的確に対応できる木材のサプライチェーンを構築する必要がある。

このような情勢を踏まえ、森林の有する多面的機能の発揮や林業の持続的かつ健全な発展という森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）の基本理念を達成するため、間伐材等の供給力の強化、川上・川下の連携強化による木材の安定供給などを図りつつ、地域の自主性・裁量を高めることを通じて、間伐材等の安定供給の確保、森林の整備・保全の推進、林業の持続的かつ健全な発展、木材利用及び木材産業体制整備の推進のための取組等を積極的に支援していくことが重要であり、次世代林業基盤づくり交付金（以下「交付金」という。）により、関連する諸施策を効率的かつ効果的に展開しようとするものである。

## 第2 事業の内容

交付金は、第1の趣旨を踏まえ、以下の事業の政策目的（以下「目的」という。）の実現に資する施策の実施に必要な経費に充当するものとし、目的ごとの具体的な目標（以下「目標」という。）、メニュー、事業実施主体、交付率及び実施基準等は別表のとおりとする。

- 1 次世代木材生産・供給システム構築事業  
間伐材等の安定供給の確保
- 2 森林・林業再生基盤づくり交付金
  - (1) 森林の整備・保全の推進
  - (2) 林業の持続的かつ健全な発展
  - (3) 木材産業の健全な発展と木材利用の推進
  - (4) 別表に定める上記(1)から(3)までの目的に係るメニュー以外にも、目的の達成のため、林野庁長官が別に定めるところにより、地域提案事業を行うことができるものとする。

## 第3 事業構想及び事業計画の作成並びに承認等

第2の1の事業における事業構想及び第2の2の交付金事業における事業計画（以下「事業構想等」という。）の取扱いについては、別記1及び別記2のとおりとする。

#### 第4 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、交付金の事業の実施に必要な経費の一部について、第2の1の事業にあつては都道府県知事に対して、第2の2の交付金事業にあつては都道府県知事及び市町村長（以下「都道府県知事等」という。）に対して交付金を交付する。都道府県知事等は、以下の事業ごとに交付された交付金を、林野庁長官（沖縄県知事又は沖縄県内の市町村長にあつては、内閣府沖縄総合事務局長。以下「林野庁長官等」という。）より承認を受けた事業構想等に計上されている範囲内において実施し、以下の事業ごとに事業実施主体に対して配分することができる。

なお、交付金により助成する個々の事業は、単年度に完了することを原則とし、交付の対象となる経費の範囲は、林野庁長官が別に定めるところによる。

##### 1 次世代木材生産・供給システム構築事業

都道府県知事は、自らの裁量により、承認事業計画等の範囲内において、異なるメニュー及び事業実施主体の間で配分できる。

##### 2 森林・林業再生基盤づくり交付金

都道府県知事等は、自らの裁量により、事業構想等に定める異なる目標、メニュー及び事業実施主体の間で配分できるものとする。

#### 第5 事業実施の報告

都道府県知事等は、林野庁長官が別に定めるところにより、交付金（別表のⅡの2の森林整備・林業等振興推進交付金に限る。）の事業の実施状況及び交付金の事業構想等に定めた指標の目標値の達成状況を林野庁長官等に報告するものとする。

#### 第6 事業評価

交付金により実施した事業に係る事前評価及び事後評価については、林野庁長官が別に定めるところにより、実施するものとする。

#### 第7 改善措置等

1 都道府県知事等は、事業構想等における森林整備・林業等振興整備交付金の個々に設定した指標の目標値の達成状況が低調である場合は、その原因を調査・分析するとともに、林野庁長官が別に定めるところにより、必要な措置を講じ、その結果を林野庁長官等に報告するものとする。

2 林野庁長官等は、1の報告に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

#### 第8 交付金の適正な執行の確保等

1 都道府県知事等は、事業実施主体による本事業の実施について、総括的な指導監督を行うとともに、交付金の効果的かつ適正な推進を図るため、関係行政機関、森林・林業・木材産業関係団体、学識経験者等との密接な連携による推進体制の整備を図り、本事業の実施促進についての指導に当たるものとする。

2 国は、都道府県知事等に対し、交付金による事業の実施に関する資料の提出を求められることができることとし、事業の実施について、必要に応じて、指導、助言、調査等を行うことができるものとする。

## 第9 その他

交付金の事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、林野庁長官が別に定めるところによる。

なお、事業の実施に当たっては、各流域ごとに定められた流域林業活性化基本方針や、事業の種類、内容等に即して農山漁村の男女共同参画社会の着実な形成を図るため、「男女共同参画推進指針」（平成11年11月1日付け11農産第6825号）に基づく対策の着実な推進に配慮するものとする。

## 第10 経過措置

森林・林業・木材産業づくり交付金実施要綱（平成20年3月31日付け19林政経第306号農林水産事務次官依命通知。以下「旧通知」という。）は廃止する。ただし、旧通知に基づいて平成24年度までに実施された事業に係る報告並びに平成24年度から繰り越された事業で平成25年度以降に実施されるものに係る執行、報告及び改善措置等に関する規定については、なお従前の例による。

### 附則

- 1 この通知は、平成27年4月9日から施行する。
- 2 平成27年4月9日付け26林政経第266号農林水産事務次官依命通知による改正前の本要綱に基づいて平成26年度までに実施された事業並びに平成26年度から繰り越された事業で平成27年度以降に実施されるものに係る執行、報告及び改善措置等に関する規定については、なお従前の例とする。

### 附則

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱に基づいて平成27年度までに実施された事業及び平成27年度から繰り越された事業で平成28年度以降に実施されるものに係る執行、報告、改善措置等に関する規定については、なお従前の例とする。

## 別記1（次世代木材生産・供給システム構築事業に係る事業構想の作成等）

### 1 目標を定量化する指標及び事業構想の作成

第2の1の目的を実現しようとする都道府県知事は、目標の達成状況を明らかにするために、目標を定量化する指標（以下「指標」という。）を定めた上で、交付金に係る事業構想を策定するものとする。

なお、指標の設定及び事業構想の作成については、以下によるほか、林野庁長官が別に定めるところによる。

### 2 事業構想の承認

- (1) 都道府県知事は、他の事業並びに原木の安定供給体制の確立に向けた取組を実施しようとする森林組合、素材生産事業体及び木材加工事業体等との十分な調整を図った上で事業構想を作成し、林野庁長官等に申請し、その承認を受けるものとする。
- (2) 林野庁長官等は、(1)により提出された事業構想について、指標が適切に設定されているか、事業の総合的な実施が指標の達成に資するかどうかを審査し、事業構想の対象地区において、次世代木材生産・供給システム構築事業を実施することが適当であると認める場合には、これを承認するものとする。
- (3) 林野庁長官等は、事業構想を承認したときは、その旨を都道府県知事に通知するものとする。また、内閣府沖縄総合事務局長は、(1)により承認された事業構想の写しを速やかに林野庁長官に送付するものとする。

### 3 事業構想の変更

都道府県知事は、必要に応じて事業構想の変更を行うものとする。

ただし、別途林野庁長官が定める重要な変更については、1及び2に準じて行うものとする。

## 別記2（森林・林業再生基盤づくり交付金に係る事業計画の作成等）

### 1 目標を定量化する指標及び事業計画の作成

第2の2の目的を実現しようとする都道府県知事等は、目標の達成状況を明らかにするために、指標を定めた上で、交付金に係る事業計画を策定するものとする。

なお、指標の設定及び事業計画の作成については、以下によるほか、林野庁長官が別に定めるところによる。

### 2 事業計画の承認

- (1) 都道府県知事等は、他の事業及び関係機関との十分な調整を図った上で事業計画を作成し、林野庁長官等に申請し、その承認を受けるものとする。
- (2) 林野庁長官等は、(1)により提出された事業計画について、指標が適切に設定されているか、事業の総合的な実施が指標の達成に資するかどうかを審査し、適切であると認める場合には、これを承認するものとする。
- (3) 地域提案事業については、(2)に定めるもののほか、第1の趣旨に照らし、その目的を達成するものとして適切であるかについて審査を行う。
- (4) 林野庁長官等は、事業計画を承認したときは、その旨を都道府県知事等に通知するものとする。また、内閣府沖縄総合事務局長は、(1)により承認された事業計画の写しを速やかに林野庁長官に送付するものとする。

### 3 事業計画の変更

- (1) 都道府県知事等は、必要に応じて事業計画の変更を行うものとする。ただし、別途林野庁長官が定める重要な変更については、1及び2に準じて行うものとする。
- (2) 地域提案事業に関する変更については、林野庁長官等に対し事前に報告をするものとする。
- (3) 林野庁長官等は、(1)及び(2)の報告を受けた場合には、必要に応じ都道府県知事等に対し意見を述べるができるものとする。

別表

I 次世代木材生産・供給システム構築事業  
森林整備・林業等振興整備交付金

目的	目標	メニュー	事業実施主体	交付率
間伐材等の安定供給の確保	安定供給体制の整備推進	伐倒・搬出 (1) 伐倒・搬出（不用木の除去（侵入竹を含む。）、不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の生長促進等を図ることをいう。）、支障木やあばれ木等の伐倒・搬出集積その他付帯施設整備（林内作業場、土場等））の実施 (2) 関連条件整備活動（対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等）	都道府県、市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人等（森林整備法人（分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第9条第2号に定める森林整備法人をいう。以下同じ。）、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの。）をいう。以下同じ。）、特定非営利活動法人等（森林 法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等をいう。）、森林法施行令第11条第8号に規定する団体（以下「森林所有者の団体」という。）、森林経営計画（森林法（昭和26年第249号）第11条に規定する森林経営計画をいう。以下同じ。）の認定を受けたもの、森林施業計画（森林法の一部を改正する法律（平成23年法律第20号）による改正前の森林法第11条第4項（同法第12条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の認定を受けた森林施業計画をいう。以下同じ。）の認定を受けたもの、特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）に規定する特定間伐等促進計画をいう。以下同じ。）に間伐実施主体として定められたもの、木材安定供給確保事業に関する計画（木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）に規定する木材安定供給確保事業に関する計画をいう。以下、同じ。）の認定を受けたもの、その他都道府県知事が認めるものであって事業構想に明記された事業主体	定額（林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする。）  附帯事務費については、定額（1/2以内）

目的	目標	メニュー	事業実施主体	交付率
間伐材等の安定供給の確保	安定供給体制の整備推進	路網整備 (1) 林業専用道（規格相当）整備 ① 林業専用道（規格相当）整備 ② 関連条件整備活動（対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等） (2) 森林作業道整備 ① 森林作業道整備 ② 関連条件整備活動（対象森林の調査、森林所有者の同意取付け等）	都道府県、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人等、森林経営計画の認定を受けたもの、森林施業計画の認定を受けたもの、特定間伐等促進計画に実施主体として定められたもの、木材安定供給確保事業に関する計画の認定を受けたもの、その他都道府県知事が認めるもの	定額（林野庁長官が別に定める基準に基づき都道府県知事が定めるものとする。）  附帯事務費については、定額（1/2以内）

II 森林・林業再生基盤づくり交付金  
1 森林整備・林業等振興整備交付金

目的	目標	メニュー	事業実施主体	交付率
森林の整備・保全の推進	森林整備の推進	高性能林業機械等の整備 (1) 林業機械作業システム整備【森林整備型】	都道府県、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、施業受託者及び流域森林・林業活性化センター	(1) 定額(4.5/10以内) (2) 附帯事務費については、定額(1/2以内)
	森林の多様な利用・緑化の推進	森林づくり活動基盤の整備 (1) 森林を利用した環境教育・林業教育のための実習林、観察林等の森林フィールド整備 (2) 森林環境教育活動施設整備 (3) 共同施設整備 (4) 森林づくり活動基盤整備附帯事業 (1)から(3)の施設等整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動並びに実践的知識及び技術の習得活動等	都道府県、市町村、当該森林が所在する市町村と交流協定を締結している特別区及び流域森林・林業活性化センター	(1) 定額(4/10以内) ただし、森林学習歩道については定額(1/2以内) (2) (1)の規定にかかわらず、特別区が当該森林の所在する市町村との交流協定により実施する場合は定額(1/3以内) (3) 森林づくり活動基盤整備附帯事業定額(1/2以内) (4) 附帯事務費については、定額(1/2以内)
	優良種苗の確保	コンテナ苗生産基盤施設等の整備 コンテナ苗を低コストで大量に供給する苗木生産施設等の整備	事業協同組合、事業協同組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農事組合法人、林業用苗木等の生産者、その他都道府県知事等が認める団体等	(1) 定額(1/2以内) (2) 附帯事務費については、定額(1/2以内)



目的	目標	メニュー	事業実施主体	交付率
林業の持続的かつ健全な発展	望ましい林業構造の確立	高性能林業機械等の整備 (1) 林業機械作業システム整備【素材生産型】 (2) 効率化施設整備 (3) 活動拠点施設整備 (4) 林業構造確立施設整備附帯事業 (1)から(3)の施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等	市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林所有者の協業体、林業者等の組織する団体、地方公共団体等の出資する法人、林業事業体及び都道府県知事が林野庁長官等と協議して認める団体（以下「特認団体」という。）とし、各事業種目ごとに別途林野庁長官が定めるものとする。	(1) 定額（1/2、1/3、4/10以内） ただし、各事業種目ごとに別途林野庁長官が定める。 (2) 林業構造確立施設整備附帯事業 定額（1/2以内） (3) 附帯事務費については、定額（1/2以内）
	特用林産の振興	特用林産振興施設等の整備 (1) 特用林産物活用施設等整備 (2) 特用林産振興施設整備附帯事業 (1)の施設等整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、新たなマーケットの開拓並びに実践的知識及び技術の習得活動等	都道府県、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、林業者等の組織する団体、地方公共団体等の出資する法人、地域の竹材を利用する法人及び特認団体	(1) 定額（1/2以内） (2) 特用林産振興施設整備附帯事業 定額（1/2以内） (3) 附帯事務費については、定額（1/2以内）
木材産業の健全な発展と木材利用の推進	木材利用及び木材産業体制の整備推進	木材加工流通施設等の整備 (1) 木材加工流通施設等整備 ① 木材加工流通施設整備 ② 森林バイオマス等活用施設整備 (2) 木材加工流通施設等整備附帯事業 (1)の施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、新たなマーケットの開拓及び実践的技術の習得活動等	市町村、森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人及び地方公共団体等の出資する法人とし、各事業種目ごとに別途林野庁長官が定めるものとする。	(1) 定額（1/2以内） (2) 木材加工流通施設等整備附帯事業 定額（1/2以内） (3) 附帯事務費については、定額（1/2以内）
		木造公共建築物等の整備 (1) 木造公共施設整備 (2) 都市木造公共施設整備 (3) 木造公共施設整備附帯事業 (1)及び(2)の施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、新たなマーケットの開拓及び実践的技術の習得活動等	都道府県、市町村、地方公共団体が出資する法人、特別区、地方公共団体の組合その他「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令」（平成22年政令第203号）第1条に規定する公共建築物の整備主体	(1) 木造公共施設等整備 定額（1/2、15%、3.75%以内） ただし、各種事業種目ごとに別途林野庁長官が定める。 (2) 都市木造公共施設整備 定額（3/10以内） (3) 木造公共施設整備附帯事業 定額（1/2以内） (4) 附帯事務費については、定額（1/2以内）

目的	目標	メニュー	事業実施主体	交付率
木材産業の健全な発展と木材利用の推進	木材利用及び木材産業体制の整備推進	木質バイオマス利用促進施設の整備 (1) 未利用間伐材等活用機材整備 (2) 木質バイオマス供給施設整備 (3) 木質バイオマスエネルギー利用施設整備 (4) 木質バイオマス利用促進施設整備附帯事業 (1)から(3)の施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、新たなマーケットの開拓及び実践的技術の習得活動等	都道府県、市町村、森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、農事組合法人、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、木材関連業者等の組織する団体、PFI事業者、社会福祉法人、一部事務組合及び民間事業者（地域に賦存する間伐材や林地残材等の森林由来の木質資源（以下「木質バイオマス」という。）の総合的利活用に取り組む地域において実施する場合、地域材を利用するために森林所有者等と木質バイオマスの安定取引協定等を締結する場合に限る。）とし、各事業種目ごとに別途林野庁長官が定めるものとする。	(1) 定額（1/2、1/3以内） ただし、各種事業種目ごとに別途林野庁長官が定める。 (2) 木質バイオマス利用促進施設整備附帯事業 定額（1/2以内） (3) 附帯事務費については、定額（1/2以内）
市町村広域連携支援は、上記に準ずる。				

## 2 森林整備・林業等振興推進交付金

目的	目標	メニュー	事業実施主体	交付率	実施基準等
森林の整備・保全の推進	山地防災情報の周知	山地防災情報伝達の総合的な推進 (1) 山地防災情報体制の整備 インターネット等により、山地防災情報を行政と地域住民が相互に伝達・情報交換できるシステムの整備 (2) 山地防災情報の提供 ① 地域に密着した活動を行う自主防災組織、NPO等に対して、山地防災に関する講習会及び現地研修会の実施 ② 地域の特性に応じた山地災害に関する手引書等を作成し、地域住民へ配布 ③ 小中学校等と連携し、防災意識の向上を図るための出張講座や防災イベント等の開催等について支援	都道府県	定額 （1/2以内）	

目的	目標	メニュー	事業実施主体	交付率	実施基準等
森林の整備・保全の推進	山地防災情報の周知	(3) 大規模山地災害に係る協力体制の整備 ① 近隣の都道府県を交えて開催する研修会や、関連情報の整備等を支援 ② 民間の技術者等で構成される団体等との大規模山地災害発生時における協力体制整備に向けた検討会の実施 (4) 山地災害危険箇所の把握 山地災害発生の危険性に関する調査データの整理や危険箇所の被害想定区域を明示したハザードマップへの反映等について支援			
	森林資源の保護	1 森林資源保護の推進 (1) 森林病虫害防除 ① スギ・ヒノキ病虫害防除の実施方針、方法等について協議する被害対策推進連絡協議会の開催、被害対策関連調査、伐倒駆除、バンド法、枯枝落とし、誘引剤を利用した防除及び予防伐並びに被害発生源除去に必要な作業路の開設等の実施 ② カシノナガキクイムシによる被害等に対する新たな防除手法等の実証 ③ はむし類、こがねむし類、めいが類、どくが類等の突発性森林病虫害で、森林に重大な損害を与える病虫害に対する薬剤の散布又は林野庁長官が特に認めた方法による駆除 ④ まつばのたまばえ、すぎたまばえ、すぎはだに及びのねずみの発生を予測するために必要な発生の推移、環境条件等を定期的に測定する調査及び被害の発生程度、被害区域等を判定する調査 (2) 松林等健全化促進 ① 誘引剤の利用による松くい虫の防除や松くい虫の天敵鳥類等を防除に利用するための営巣用丸太・巣箱、給餌器の設置等 ② 堆積腐植層の除去、地かき等による松林の林内環境の改善及び松くい虫被害防止又はナラ枯れ被害防止のための林床への木炭等の施用・散布 ③ 松くい虫被害等の発生源となる被害木、衰弱木及び枯枝等の除去並びに必要な応じた薬剤による処理等 ④ 松林の環境を維持するためのマツノザイセンチュウ抵抗性マツや広葉樹等の植栽（1 施行地の面積が0.1ha未満） ⑤ 自主事業計画に基づき松林の伐採、整理等を行う生立木除去 ⑥ GPS（人工衛星を使った汎地球測位システム）の活用又は航空機上からの写真撮影による松くい虫の感染源の位置、被害量等の調査 ⑦ 当該事業の実施地における管理道の整備、松林健全化促進事業の効果的実施等に資するための実施主体、森林所有者及び地域関係者等による会議や研修会の開催等 ⑧ 樹種転換を推進するための森林所有者等による会議の開催、樹種転換に関する計画策定、普及資材の作成等	(1) ①、②及び(3)については、都道府県、市町村、林業者の組織する団体の連合会、林業者等の組織する団体及び森林整備法人  (1) ③については、都道府県、森林組合、森林の所有者並びに都道府県、市町村及び森林組合以外の者であって森林の所有者又は管理者からその他森林病虫害等の駆除の措置の委託を受けた者で都道府県知事が適当と認めた者  (1) ④、(2) ⑧及び(4) ①については、都道府県  (2) ①～④、⑥、⑦及び(4) ④、⑤については、都道府県、市町村又は関係都道府県知事が適当と認めた者  (2) ⑤については、松林の所有者若しくは管理者又は松林の所有者若しくは管理者から委託を受けた者で関係都道府県知事が適当と認めた者	定額 (1/2以内)	1 次の(1)～(3)のいずれかの条件を満たすものとする。 (1) 森林病虫害等を駆除し、及びそのまん延を防止するために実施するものとする。  (2) 松くい虫被害対策にあつては、森林病虫害等防除法第7条の5に定められた高度公益機能森林及び被害拡大防止森林並びに同法第7条の10の地区実施計画において定められた地区保全森林及び地区被害拡大防止森林を対象として実施するものとする。  (3) 森林の動物被害が著しい地域において、野生鳥獣被害防除体制の強化等を図る必要がある場合に実施するものとする。

目的	目標	メニュー	事業実施主体	交付率	実施基準等
森林の整備・保全の推進	森林資源の保護	<p>(3) 森林病虫害等防除活動支援体制整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 移動式又は簡易チップパー、移動式炭化炉等被害木等を搬出処理するための機器、薬剤防除のための動力噴霧器等地域の防除活動の推進に資するため貸付を行う機具及び付帯する機具等の整備や被害木の探査及び特別防除に係る各種調査に必要な機材の整備</li> <li>② 地域の主体的な防除活動の推進に資する人材養成のための研修会、現地実習等の開催や的確な防除、技術向上等に必要な被害情報、技術情報等の収集・提供</li> <li>③ 森林所有者を対象とした被害診断や現場における防除技術指導、防除に必要な資機材の配備</li> </ul> <p>(4) 松林保全体制整備強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 防除連絡協議会及び地区説明会の開催</li> <li>② 防除地区連絡協議会の開催</li> <li>③ 保全する松林の実施地域における事業内容、年間計画等の策定等を行い、被害木の処理（伐倒等の委託）、樹幹注入剤の施用、地かき・土壌改良材の施用等林内環境の改善、被害木の監視・清掃等の保全作業を行うとともに、住民団体や防除関係者等への技術研修、安全指導等を実施</li> <li>④ 誘導抵抗性の利用や天敵微生物の活用による防除等の実証的実施とデータ収集等</li> <li>⑤ 被害先端地周辺のマツノマダラカミキリ生育状況調査、マツノマダラカミキリ体内のマツノザイセンチュウ保持状況調査、未被害地への被害松材の移動防止のための、土場、貯木場等におけるマツノマダラカミキリの産卵孔等の有無の定期的調査等の実施</li> </ul> <p>(5) 野生鳥獣被害防除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① シカ等による野生鳥獣被害を防止するための防護柵の設置、捕獲用のわなの設置及び食害等を防止するためのトタン巻・テープ巻等の実施</li> <li>② 森林被害面積や野生鳥獣の生息状況の現地調査、GPSやGIS等を用いた森林被害マップ等の作成</li> <li>③ 迅速な被害情報を収集するため及び広域的な有害鳥獣駆除を効果的に実施するための被害防除戦略の作成、連絡協議会の開催、地区防除計画の作成、駆除実施者の登録、被害連絡や防除活動等の体制整備、被害監視、見回り等の実施、狩猟免許取得のための講習会の開催、捕獲技術者を養成するための研修会の開催、広域的な有害鳥獣駆除活動や自衛のための有害鳥獣駆除活動の実施等及びこれに必要な用具の整備</li> <li>④ 地域の実態に即して防除方法、防除技術及び捕獲した鳥獣の有効利用等による駆除の改善を図るため、新たな又は改善を加えた駆除方法、防除技術等の試行的実施、これら試行の実施状況効果等の記録、調査の実施及びこれに必要な機材の整備</li> <li>⑤ 被害防止、防除活動への地域の協力を得るための地区説明会の開催</li> </ul>	<p>(4)②、③については、市町村</p> <p>(5)については、都道府県、市町村、森林所有者若しくはその森林の管理者、森林組合又は都道府県知事が適当と認めた者</p>		<p>2 メニュー欄(5)の野生鳥獣被害防除の実施に当たって、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づく「鳥獣被害防止計画」を作成した場合は、その実施に十分に配慮すること。</p>

目的	目標	メニュー	事業実施主体	交付率	実施基準等
森林の整備・保全の推進	森林資源の保護	<p>2 森林環境保全の推進</p> <p>(1) 森林保全管理対策</p> <p>① 森林保全管理活動について連絡協議等を行う協議会の開催</p> <p>② 保全管理活動の中心となって森林巡視等を行う森林保全推進員を養成するための研修及び推進員の認定並びに巡視用備品の配備</p> <p>③ 推進員に対する指導等を行う森林保全巡視指導員の配置及び指導員資質向上のための研修の実施並びに推進員の指導を効率的に行うために必要な備品の配備</p> <p>④ 住宅地周辺における林野火災や森林への廃棄物の不法投棄等各種森林被害の実態把握</p> <p>(2) 林野火災予防対策</p> <p>① 航空機による空中巡視、予防資機材の配備</p> <p>② 防火管理道及び防火帯道の作設、初期消火資機材の配備</p> <p>③ 林野火災発生の危険性の高い特定の日に行う火災予防活動（以下「特定有効活動」という。）、特定日有効活動のための条件整備</p> <p>④ 林野火災発生危険性の調査・分析、林野火災予防情報システムの整備</p>	都道府県及び市町村	定額 (1/2以内)	<p>林野火災予防対策については、関係市町村における林野火災予防のための取組、林野火災予防消防体制の整備状況等を勘案の上、次に掲げる1又は2のいずれかの条件を満たす地域を対象として実施するものとする。</p> <p>1 過去5年間の状況等から林野火災発生の危険度が高いと予想される市町村</p> <p>2 森林レクリエーション利用の増加、林地開発等に伴う森林と住宅等の近接化等により、林野火災被害の危険性が增大している市町村</p>
林業の持続的かつ健全な発展	林業担い手等の育成確保	<p>1 担い手確保・育成対策</p> <p>(1) 林業事業体対策</p> <p>① 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号。以下「労確法」という。）第5条第1項に掲げる同法第2条第2項に規定する事業主が作成する改善措置についての計画の認定、雇用の改善及び事業の合理化対策の実施</p> <p>② 雇用の改善及び事業の合理化支援（都道府県林業労働力育成協議会の開催、高性能林業機械のメンテナンス等の講習会の開催、認定事業体（労確法第5条第1項の認定を受けた事業主をいう。）の確保のための講習会の開催）</p> <p>(2) 林業就業者対策</p> <p>① 地域の実情に応じた林業就業者に対する技能研修の実施</p> <p>② 林業就業促進資金貸付事業体等への指導の実施</p>	都道府県及び林業労働力確保支援センター	定額 (1/2以内)	<p>2の(2)において安全管理指導専門家の養成を行った都道府県知事は、安全管理指導専門家養成研修の修了者について、安全管理指導専門家として認定し、認定証を交付することができるものとする。</p> <p>2の(4)において事業主体は、労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（平成11年労働省告示第53号）に即した労働安全衛生活動の普及啓発を図るとともに、同システムに即して自主的な安全衛生活動に取り組もうとする事業体に安全衛生計画の作成についての指導・助言を行うものとする。</p>
		<p>2 林業労働災害撲滅プロジェクト</p> <p>(1) 事業主及び現場作業者を対象にした実技研修会等の実施、高性能林業機械等安全作業対策の支援</p> <p>(2) 労働安全管理体制の整備（安全衛生指導員の養成、安全管理指導専門家の養成、巡回指導・救助訓練の実施、労働安全衛生改善対策セミナー等の開催）</p> <p>(3) 振動障害予防対策、蜂刺傷災害対策の実施</p> <p>(4) 林業事業体への労働安全衛生マネジメントシステム普及啓発支援</p>	都道府県及び林業・木材製造業労働災害防止協会の都道府県支部		